

熊本県公報

第 1 1 5 0 1 号
平成 19 年 1 月 15 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（障害者支援総室） 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………（森林保全課） 1
- "……………（"） 2
- "……………（"） 2
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………（社会福祉課） 2
- 生活保護法の規定による医療機関の廃止……………（"） 3
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 3
- "……………（"） 4
- "……………（"） 4
- "……………（"） 5
- 道路の供用開始……………（"） 5
- "……………（"） 5
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………（高齢者支援総室） 6

公 告

- 開発行為工事完了……………（建築課） 6
- 熊本県伝統的工芸品の指定要項に基づく第 17 次指定……………（商工政策課） 6
- 県営土地改良事業計画の変更……………（農村計画・技術管理課） 6
- 県有財産の売却……………（管財課） 7
- 建築基準法第 73 条第 2 項の規定に基づく建築協定の認可……………（建築課） 7
- 開発行為工事完了……………（"） 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………（商工政策課） 8
- "……………（"） 8

告 示

熊本県告示第 26 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。
平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 薬局の名称及び所在地 | 開設者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------|--|-----------------|
| そうごう薬局 島崎店 熊本市島崎二丁目 7 番 24 号 | 総合メディカル 株式会社 福岡県福岡市中央区天神二丁目 14 番 8 号 | 平成 19 年 1 月 1 日 |
| ツツミ薬局 高森店 阿蘇郡高森町高森 2151-1 | 株式会社 パスファインダー 熊本市水前寺三丁目 11 番 8 号 | 平成 19 年 1 月 1 日 |

熊本県告示第 27 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。
平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県鹿本郡植木町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに植木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 28 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。
 平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県鹿本郡植木町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに植木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 29 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。
 平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡山江村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
山江村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 30 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。
 平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

| 指定番号 | 医療機関名称 | 開設者 | 医療機関所在地 | 指定年月日 |
|---------|----------|-------|----------------|-----------------|
| 6200060 | 県南高木クリニク | 高木 幸一 | 宇城市松橋町松橋 815-6 | 平成 18 年 9 月 1 日 |

〔歯科〕

| 指定番号 | 医療機関名称 | 開設者 | 医療機関所在地 | 指定年月日 |
|---------|-------------|---------|-----------------|------------------|
| 6274003 | ながひろ歯科クリニック | 永廣 有伸 | 玉名市天水町小天 7275-1 | 平成 18 年 11 月 1 日 |
| 6744009 | すまいる歯科クリニック | 彌富 尚文 | 球磨郡錦町一武 2828-3 | 平成 18 年 11 月 1 日 |
| 6044026 | ながた歯科医院 | 医療法人ながた | 水俣市浜町 2-1-18 | 平成 18 年 10 月 1 日 |

| | | | | |
|---------|------------------|--------------|----------------|------------------|
| | | 歯科医院 | | |
| 6044027 | ひかり 歯科クリ ニック | 医療法人アサッ プ | 水俣市大黒町 2-3-12 | 平成 18 年 10 月 2 日 |
| 6724007 | おれんじ 歯科ク リニック | 医療法人六華会 | 葦北郡津奈木町岩城 2320 | 平成 18 年 10 月 1 日 |

〔薬局〕

| 指定番号 | 医療機関名称 | 開 設 者 | 医療機関所在地 | 指定年月日 |
|---------|---------|----------------|------------------|------------------|
| 0001000 | くすうら薬局 | 有限会社翔優 | 天草市楠浦町 278-1 | 平成 18 年 11 月 1 日 |
| 0001001 | イルカ薬局 | 株式会社 AQUA | 天草市五和町二江 1477-73 | 平成 18 年 11 月 1 日 |
| 0001002 | ほんど北薬局 | 有限会社エー ピー薬局 | 天草市本渡町本戸馬場 3199 | 平成 18 年 11 月 1 日 |
| 0001003 | 山鹿いちご薬局 | 株式会社 VENUS | 山鹿市大橋通 1207 番地 | 平成 18 年 9 月 22 日 |

熊本県告示第 31 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届け出があった。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

| 指定番号 | 医療機関名称 | 開 設 者 | 医療機関所在地 | 廃止年月日 |
|---------|---------------|-------|----------------|------------------|
| 6200049 | 県南高木クリ ニック | 高木 幸一 | 宇城市松橋町曲野 115-1 | 平成 18 年 8 月 31 日 |
| 6200025 | 小谷内科皮膚科 医院 | 小谷 嘉一 | 宇城市松橋町松橋 862-5 | 平成 18 年 9 月 30 日 |

〔歯科〕

| 指定番号 | 医療機関名称 | 開 設 者 | 医療機関所在地 | 廃止年月日 |
|---------|------------------|--------|----------------|-------------------|
| 6044017 | ながた 歯科医院 | 永田 英樹 | 水俣市浜町 2-1-18 | 平成 18 年 9 月 30 日 |
| 6044025 | ひかり 歯科クリ ニック | 飯干 光男 | 水俣市大黒町 2-3-12 | 平成 18 年 9 月 30 日 |
| 6724006 | おれんじ 歯科ク リニック | 宇野 哲也 | 葦北郡津奈木町岩城 2320 | 平成 18 年 9 月 30 日 |
| 6744008 | 唐見 歯科クリ ニック | 副島 健太郎 | 球磨郡錦町一武 2826-3 | 平成 18 年 10 月 16 日 |

〔薬局〕

| 指定番号 | 医療機関名称 | 開 設 者 | 医療機関所在地 | 廃止年月日 |
|---------|---------|---------------|----------------|------------------|
| 0000921 | 山鹿いちご薬局 | 有限会社いちご 薬局 | 山鹿市大橋通 1207 番地 | 平成 18 年 9 月 21 日 |

熊本県告示第 32 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|---------------|------------|--|----|-------------------|--------------|-----|
| 主要 地方 道 | 本渡牛深 線 | 天草市新和町小宮地 190 番 2 地先から 同 所 228 番 1 地先まで | 前 | 10.6 ～ 12.4 | 249.2 | 単道改 |
| | | | 後 | 11.6 ～ 24.6 | | |
| 一般 県道 | 大多尾新 合線 | 天草市新和町小宮地 4942 番 地先から 同 所 221 番 1 地先まで | 前 | 6.4 ～ 15.6 | 415.0 | 単道改 |
| | | | 後 | 8.5 ～ 23.4 | | |

2 区域を変更する期日 平成 19 年 1 月 15 日

熊本県告示第 33 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|---------------|-----------|---|----|------------------|--------------|----------------------|
| 主要 地方 道 | 人吉水俣 線 | 球磨郡球磨村大字一勝地字宮園 420 番 2 地先から 同 所 449 番 9 地先まで | 前 | 6.2 ～ 17.0 | 140.0 | 緊急地方 道路受託 合併工事 |
| | | | 後 | 7.3 ～ 20.0 | | |

2 区域を変更する期日 平成 19 年 1 月 15 日

熊本県告示第 34 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|-----------|---|----|-------------------|--------------|------|
| 一般 県道 | 相良人吉 線 | 球磨郡山江村山田戊字下椎谷 286 番 1 地先から 同所 283 番 2 地先まで | 前 | 19.0 ～ 37.0 | 90.0 | 旧道移管 |
| | | | 後 | 11.0 ～ 33.0 | | |

2 区域を変更する期日 平成 19 年 1 月 15 日

熊本県告示第 35 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|---|----|------------------|--------------|------|
| 一般 国道 | 266 号 | 上天草市龍ヶ岳町高戸字向平 482 番 1 地先から 同町高戸字高戸上平 1419 番 4 地先まで | 前 | 6.3 ～ 37.0 | 666.8 | 旧道移管 |
| | | | 後 | 9.0 ～ 32.0 | 705.7 | |
| | | | 後 | 9.0 ～ 32.0 | 705.7 | |

2 区域を変更する期日 平成 19 年 1 月 15 日

熊本県告示第 36 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|--------------|------|
| 主要地方道 | 熊本菊鹿線 | 菊池市七城町林原 28 番 3 地先から 同 所 48 番 1 地先まで | 43.0 | 道路改良 |

2 供用を開始する期日 平成 19 年 1 月 15 日

熊本県告示第 37 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|--------------|------------|
| 一般国道 | 443 号 | 下益城郡美里町岩野 3800 番 地先から 同 所 3765 番 地先まで | 277.0 | 地域連携 特一 |

| | | | | | |
|------|------------|------------------|------------------------------|-------|------------|
| | | 下益城郡美里町岩野 同 所 | 1098 番 2 地先から 1204 番 地先まで | 191.5 | 地域連携 特一 |
| 一般県道 | 三本松甲佐 線 | 下益城郡美里町畝野 同 所 | 630 番 4 地先から 814 番 1 地先まで | 19.5 | 単道改 |

2 供用を開始する期日 平成 19 年 1 月 15 日

熊本県告示第 38 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|--------------------------------|-------------|-----------------|
| しもだ介護サービス玉名 玉名市小野尻 333 番地 1 | 有限会社 あっとホーム | 平成 19 年 1 月 1 日 |

公 告

熊本県公告第 43 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字島田字中嶋 476 番 1
499.85 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉県木更津市中央一丁目 13 番 6 号
坂田 英夫

熊本県公告第 44 号

熊本県伝統的工芸品の指定要項第 3 条の規定により熊本県伝統的工芸品を平成 18 年 12 月 25 日付けで次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 指定番号 | 大区分 | 工芸品名 | 組合名又は氏名 | 指定条件 | 住 所 |
|------|-----|------|---------|------|-----------------------|
| 179 | 金工品 | 手打刃物 | 隈部寛 | なし | 下益城郡美里町馬場 734 番地 2 |

熊本県公告第 45 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営網津地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営網津地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 1 月 16 日から平成 19 年 2 月 13 日まで
- 3 縦覧場所

宇土市役所

熊本県公告第 46 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
熊本市硯川町字一迫 901 番 1
(1) 土地 宅地 305.00 平方メートル
(2) 建物 事務所・居宅 木造亜鉛メッキ鋼板・セメント瓦葺平家建
70.80 平方メートル
最低売却価格 5,310,000 円
- 2 入札期日
平成 19 年 2 月 16 日 (金) 午前 10 時
- 3 入札場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放日
平成 19 年 1 月 30 日 (火) 午前 11 時から午後 1 時まで
- 7 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 8 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者
で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書等
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書及び印鑑証明書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成 19 年 2 月 15 日 (木) 午後 5 時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 10 入札に代理人が参加する場合は、9 の入札参加申込書及び印鑑証明書のほか、委任状を提出しなければならない。
- 11 その他
(1) 契約締結期限 平成 19 年 3 月 2 日 (金)
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所
(4) 入札参加者は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例 (昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 等を承知のうえ、入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課 (電話 096-333-2122)

熊本県公告第 47 号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 73 条第 1 項の規定により建築協定を次のとおり認可した。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 認可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88 号
積水ハウス株式会社
- 2 協定の名称
コモンガーデン桜路建築協定
- 3 協定区域の地名及び地番
合志市幾久富字舟入 1936 番 1、同 1944 番、同 1945 番、同 1946 番 1、同 1946 番 7、同 1947 番 9、同 1948 番 2 及び同 1949 番 1

- 4 協定区域の面積
29,506.67 平方メートル
- 5 認可年月日
平成 18 年 12 月 25 日

熊本県公告第 48 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代市高島町字七番割 4138 番 1、同 4138 番 2、同 4139 番及び同 4152 番の一部
3,537.17 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八代市田中西町 5 号 17 番地
トーヨー商事有限会社

熊本県公告第 49 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
熊本インターコミュニティ SC
熊本市神園一丁目 1 番 5 号
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 （仮称）熊本インタープロジェクト
熊本市神園一丁目 334 番地 1
変更後 熊本インターコミュニティ SC
熊本市神園一丁目 1 番 5 号
- 3 変更の年月日
平成 18 年 12 月 14 日
- 4 変更する理由
店舗名称及び住居表示の変更のため
- 5 届出年月日
平成 18 年 12 月 26 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 1 月 15 日から平成 19 年 5 月 15 日まで

熊本県公告第 50 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）熊本インタープロジェクト
熊本県熊本市神園一丁目 334 番地 1
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
平成 18 年 11 月 30 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
承継前 福岡地所株式会社
福岡県福岡市博多区住吉一丁目 2 番 25 号 代表取締役 八木 聖二
承継後 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 代表取締役 上原 治也
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
管理及び運営の信託のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
5,200 平方メートル
- 6 届出年月日
平成 18 年 12 月 26 日